

電気工事士免状交付事務実施要領

本実施要領は、佐賀県（以下「甲」という。）からの委託を受けた受託者（以下「乙」という。）が、免状交付事務を円滑に運営するため、免状交付事務実施要領としてとりまとめたもので、乙は本実施要領に基づき事務を進めることとする。また、本実施要領に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

1 第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）

1. 免状交付申請書（以下「交付申請書」という。）の配布、受付

（1）交付申請書の配布

交付申請書は、電気工事士法に基づく電気工事士法施行規則（以下「規則」という。）で定める交付申請書に基づき甲が作成し、乙は郵送又は受付窓口等で配布する。

（2）受付

イ 受付方法

原則として受付窓口は受託者の事業所（営業所）とし、郵送での受付も行うものとする。

ロ 申請時に必要な書類

① 交付申請書（様式第1）

- ・佐賀県条例で定める手数料を貼付（佐賀県収入証紙（以下「証紙」という。））
- ・写真1枚添付（交付申請前6月以内に撮影した縦4cm、横3cmのもので、裏面に氏名を記載したもの）

・住民票等（有効期間・期限があるものは受付日に有効なもの、その他のものにあつては、受付日前6月以内に作成されたものに限る。）

② 試験結果通知書（合格ハガキ原本）

③ 実務経験証明書（様式第2）

実務経験の内容が一般用電気工作物等に係る電気工事の場合、証明者が佐賀県以外の登録電気工事業者である場合は、登録電気工事業者登録証又はみなし登録電気工事業者開始届出受理通知の写し

④ 実務経験証明書に記載した資格の写し

2. 交付申請書の点検事項

交付申請書及び添付書類について、次の点検を行う。

（1）手数料の貼付及び金額

（2）試験結果通知書（合格ハガキ原本）

（3）写真の添付

（4）交付申請書の記載事項

（5）実務経験証明書の記載事項（実務経験3年）

①実務経験が一般用電気工作物等に係る電気工事の場合

- ・第二種電気工事士免状取得後に行った工事であるか
- ・証明者の登録（届出）番号が記載されているか
- ・証明者の登録（届出）状況を県に確認する
- ・証明期間が登録を受けている期間内であるか

②実務経験が簡易電気工事の場合

・認定電気工事従事者認定証の交付後に行った工事であるか

③証明者が法人の場合、代表者印の押印があるか（会社印のみは不可）

④旧姓もしくは、試験合格時と異なる姓で交付申請があった場合は、住民票等に記載があるか

3. 交付申請書に不備がある場合の措置

交付申請書に不備がある場合には、申請者に電話連絡等により不備の確認を行い、場合によっては再提出を求めることとする。

4. 交付申請書の受付及び処理

(1) 交付申請書に、それぞれ受理年月日・交付番号を付して整理する。

(2) 免状交付申請書（再交付及び書換を含む。）については、免状を作成した後、速やかに甲に提出するものとする。

5. 免状交付台帳の作成

免状交付台帳（様式第7）（以下「交付台帳」という。）は、交付申請書のデータを用い、免状と連動して必要事項を記入、作成する。

6. 免状用紙の作成

(1) 免状用紙は、事前に年間見込枚数を甲乙協議の上決定し、甲の指示により乙が作成するものとする。

(2) 上記により乙が作成する免状用紙への公印の印刷にあたっては、乙は事前に甲に印影の借用を依頼（様式第8の1）し、甲の提示する印影を用いるものとする。

(3) 乙は、公印の印刷・取り込みが終わり次第、速やかに甲に印影等の返却（様式第8の2）を行うものとする。

7. 免状用紙の管理

公印印刷済みの免状用紙は、免状用紙管理簿（様式第9）をもって乙が厳重に保管し、その受払の状況を常に明らかにするとともに、当該年度の使用枚数及び残存枚数等を甲に報告し、検査を受けるものとする。

8. 免状の作成

受付後、免状作成に取りかかり、免状を作成後、速やかに電気工事士免状交付申請書受付報告書（様式第10）に添えて、免状交付申請書、作成した免状（案）及び交付台帳（案）を甲に提出する。甲から免状交付の指示があった後、乙は免状交付を実施する。

(1) 交付台帳で交付番号を取り、免状を作成する。

(2) 写真は、免状と交付台帳にそれぞれ貼付する。

9. 免状の送付

申請者あて簡易書留郵便（受け取りの確認を要する）で発送する。

10. 検査

委託完了後に提出される令和8年度電気工事士免状交付事務委託成果報告書及び添付書類をもって検査を行うものとする。

11. 交付台帳の提出

交付台帳は、委託期間の終了月の末日までに、県に提出するものとする。

12. 免状に関する情報の提出

免状に関する情報（様式第11）は、委託期間の終了月の末日までに、電子媒体（エクセル等）にパスワードを付して県に提出するものとする。

2 第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（認定）

1. 免状交付申請書（以下「交付申請書」という。）の配布、受付

（1）交付申請書の配布

交付申請書は、規則で定める交付申請書に基づき甲が作成し、乙は郵送又は受付窓口等で配布する。

（2）受付

イ 受付方法

原則として受付窓口は受託者の事業所（営業所）とし、郵送での受付も行うものとする。

ロ 申請時に必要な書類

① 交付申請書（様式第1）

- ・佐賀県条例で定める手数料を貼付（証紙）
- ・写真1枚添付（交付申請前6月以内に撮影した縦4cm、横3cmのもので、裏面に氏名を記載したもの）
- ・住民票等（有効期間・期限があるものは受付日に有効なもの、その他のものにあつては、受付日前6月以内に作成されたものに限る。）

② 認定申請書（様式第3）

③ 実務経験証明書（様式第2）

- ・電気主任技術者免状保有者で自社工場等以外の事業用電気工作物の工事、維持、運用に係る監督の場合は委託契約書の写し
- ・高圧電気工事技術者試験合格者で500kW以上の発電所・変電所以外の自家用電気工作物の場合、契約電力を確認するための書類の写し
- ・実務経験の内容が一般用電気工作物等に係る電気工事の場合、証明者が佐賀県以外の登録電気工事業者である場合は、登録電気工事業者登録証又はみなし登録電気工事業者開始届出受理通知の写し

④ 実務経験証明書に記載した資格の写し

2. 交付申請書の点検事項

交付申請書及び添付書類について、次の点検を行う。

（1）手数料の貼付及び金額

（2）写真の添付

（3）交付申請書の記載事項

（4）実務経験証明書の記載事項

①電気主任技術者免状の場合（実務経験5年）

- ・電気主任技術者免状取得後に行った工事、維持又は運用であるか
- ・証明者の登録（届出）番号が記載されているか
- ・証明者の登録（届出）状況を県に確認する
- ・証明期間が登録を受けている期間内であるか

②高圧電気工事技術者試験合格者の場合（実務経験3年）

- ・高圧電気工事技術者試験合格後に行った工事であるか

- ・一般用電気工作物等に係る工事の場合、証明者の登録（届出）番号が記載されているか、証明期間が登録を受けている期間内であるか
 - ③証明者が法人の場合、代表者印の押印があるか（会社印のみは不可）
 - ④旧姓もしくは、免状取得・試験合格時と異なる姓で交付申請があった場合は、住民票等に記載があるか
3. 交付申請書に不備がある場合の措置
第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる
 4. 交付申請書の受付及び処理
第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる
 5. 免状交付台帳の作成
第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる
 6. 免状用紙の作成
第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる
 7. 免状用紙の管理
第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる
 8. 免状の作成
第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる
 9. 免状の送付
第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる
 10. 検査
第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる
 11. 交付台帳の提出
第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる
 12. 免状に関する情報の提出
第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる

3 第二種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い

1. 免状交付申請書（以下「交付申請書」という。）の配布、受付
 - (1) 交付申請書の配布
交付申請書は、電気工事士法に基づく規則で定める交付申請書に基づき甲が作成し、乙は郵送又は受付窓口等で配布する。
 - (2) 受付
 - イ 受付方法
原則として受付窓口は受託者の事業所（営業所）とし、郵送での受付も行うものとする。

免状は交付申請書記載の住所に発送するので、別の送付先を希望された場合その旨控えておく。

ロ 申請時に必要な書類

(イ) 交付申請書(様式第4)

・佐賀県条例で定める手数料を貼付(証紙)

・写真1枚添付(交付申請前6月以内に撮影した縦4cm、横3cmのもので、裏面に氏名を記載したもの)

・住民票(有効期間・期限があるものは受付日に有効なもの、その他のものにあつては、受付日前6月以内に作成されたものに限る。)

(ロ) 試験結果通知書(合格ハガキ原本)

2. 交付申請書の点検事項

交付申請書及び添付書類について、次の点検を行う。

(1) 手数料の貼付及び金額

(2) 試験結果通知書(合格ハガキ原本)

(3) 写真の添付

(4) 交付申請書の記載事項

3. 交付申請書に不備がある場合の措置

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い(試験合格者)の取扱いに準じる

4. 交付申請書の受付及び処理

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い(試験合格者)の取扱いに準じる

5. 免状交付台帳の作成

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い(試験合格者)の取扱いに準じる

6. 免状用紙の作成

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い(試験合格者)の取扱いに準じる

7. 免状用紙の管理

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い(試験合格者)の取扱いに準じる

8. 免状の作成

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い(試験合格者)の取扱いに準じる

9. 免状の送付

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い(試験合格者)の取扱いに準じる

10. 検査

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い(試験合格者)の取扱いに準じる

11. 交付台帳の提出

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い(試験合格者)の取扱いに準じる

12. 免状に関する情報の提出

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる

4 電気工事士免状の再交付（第一種・第二種共通）

1. 免状再交付申請書の配布及び受付

（1）再交付等申請書の配布

再交付等申請書は、規則で定める再交付申請書に基づき、甲が作成し、乙は郵送又は受付窓口等で配布する。

（2）受付

イ 受付方法

新規の免状交付申請の取扱いに準じる。

ロ 申請時に必要な書類

（イ）再交付申請（様式第5）

- ・佐賀県条例で定める手数料を貼付（証紙）
- ・写真1枚添付（交付申請前6月以内に撮影した縦4cm、横3cmのもので、裏面に氏名を記載したもの）

（ロ）既得免状（汚損、破損が発生した場合）

2. 再交付等申請書の点検事項

再交付等申請書及び添付書類について、次の点検を行う。

（1）手数料の貼付及び金額

（2）添付書類及び写真の添付

（3）再交付等申請書の記載事項

（4）再交付等の理由事項に該当するかどうかの確認

- ① 汚したとは、免状はあるが汚れの付着等により免状の記載事項が容易に判読しがたい状態のもの
- ② 損じたとは、切断、変形等により免状の記載事項が容易に判読しがたい状態のもの
- ③ 失ったとは、紛失・焼失等により免状が提出できないもの

3. 再交付等申請書に不備がある場合の措置

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる

4. 免状交付事実確認の照会

免状の再交付等申請を受け付けた時は、記載内容の確認点検を行った後、県知事にその旨を照会し、回答を待って免状再交付等の事務を行うものとする。

5. 再交付等申請書の受付及び処理

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる

6. 再交付等台帳の作成

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる

（免状交付事務受託前の免状取得者の分については、県知事が最終的に台帳整理を行う

ものとする。)

7. 免状の作成

基本的な作成については、第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる

免状については、県知事から回答のあった交付番号で作成し、再交付日を免状に記入する。

8. 免状の送付

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる

9. 再交付等申請書及び交付台帳等の整理・保管

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる

5 電気工事士免状の書換え（第一種・第二種共通）

1. 免状書換え申請書の配布及び受付

(1) 書換え申請書の配布

書換え申請書は、規則で定める書換え申請書に基づき甲が作成し、乙は郵送又は受付窓口等で配布する。

(2) 受付

イ 受付方法

新規の免状交付申請の取扱いに準じる。

ロ 申請時に必要な書類

(イ) 書換え申請（様式第6）

・佐賀県条例で定める手数料を貼付（証紙）

・写真1枚添付（交付申請前6月以内に撮影した縦4cm、横3cmのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(ロ) 既得免状

(ハ) 書換え事由を証明する書類（戸籍抄本等）

2. 書換え申請書の点検事項

書換え申請書及び添付書類について、次の点検を行う。

(1) 手数料の貼付及び金額

(2) 添付書類及び写真の添付

(3) 書換え申請書の記載事項

(4) 書換え理由事項に該当するかどうかの確認

書換えとは、氏名の変更により免状の書換えが発生したもの

3. 書換え申請書に不備がある場合の措置

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる

4. 免状交付事実確認の照会

免状の書換え申請を受け付けた時は、記載内容の確認点検を行った後、県知事にその旨を照会し、回答を待って免状書換えの事務を行うものとする。

5. 書換え申請書の受付及び処理

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる

6. 書換え台帳の作成

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる
（免状交付事務受託前の免状取得者の分については、県知事が最終的に台帳整理を行うものとする。）

7. 免状の作成

基本的な作成については、第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる

免状については、県知事から回答のあった交付番号で作成し、書換え日を免状に記入する。

8. 免状の送付

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる

9. 書換え申請書及び交付台帳等の整理・保管

第一種電気工事士免状 新規免状交付の取扱い（試験合格者）の取扱いに準じる